

事 務 連 絡
平成 20 年 12 月 20 日

各都道府県定額給付金担当部長 殿
各指定都市定額給付金担当局長 殿

総務省自治行政局定額給付金室長

定額給付金給付事業に係る留意事項について

本日、平成 20 年度補正予算（第 2 号）案が閣議決定されました。この補正予算案には、全国の市町村（特別区を含む。以下同じ。）を事業主体とする定額給付金給付事業について、給付金額の総額及び給付に要する事務費が計上されているところです。同事業の補助金交付要綱の策定は今後であり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っていませんが、さしあたり現段階において留意すべき事柄については下記のとおりです。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 国の補正予算

本日、政府は平成 20 年度補正予算（第 2 号）案を閣議決定（別添資料参照）したこと。

今回の補正予算案においては、「景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援」として定額給付金を給付するために必要な経費 2 兆 395 億 13 百万円（給付金額 1 兆 9,570 億円、給付に要する事務費 825 億 13 百万円）を計上していること。

第2 補正予算案の内容

1 給付金額

給付金額については、次により計上していること。

○給付対象者

平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、以下の①又は②の要件のいずれかに該当する者

① 住民基本台帳に記録されている者

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く）

○受給権者

- ・住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主
- ・外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者

○給付額

- ・給付対象者1人につき12,000円

（ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円）

2 事務費

定額給付金給付に係る事務費については、当該事務の標準的な内容を、別記のとおりと想定し、所要経費を国の補正予算案に計上しているところであること。

第3 予算の科目

定額給付金給付事業は国庫補助事業として実施することから市町村において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。当該事業に係る歳出予算のうち、給付金額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えられること。

第4 子育て応援特別手当（厚生労働省所管）との連携等について

今回の国の補正予算案における厚生労働省所管の施策として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき36,000円の子育て応援特別手当を、平成20年度の緊急措置として支給することとし、所要経費が計上されているところ。子育て応援特別手当についても、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報等から支給対象者を決定することとされていることから、そのために必要となる住民基本台帳電算システム改修及び外国人登録電算システム改修については、定額給付金と併せて行うことが想定されていること。したがって、システム改修に係る所要経費についても国の補正予算案の中では定額給付金の事務費の中で対応することが想定されているところ。

第5 住民記録等の適正化について

定額給付金は、前述のとおり基準日において各市町村が管理する住民基本台帳に記録されている者を給付対象者とするところ。住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としたもの（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条）。また、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めなければならないこととされているところ（同法第3条第1項）。このような住民基本台帳制度の趣旨を踏まえ、各市町村においては、住民に関する記録の適正化が図られるよう、住民基本台帳法の規定による届出を正確に行うよう住民への周知等を行われたいこと。

なお、本邦に在留する外国人は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録する義務があるところ（外国人登録法第3条第1項）。現在、市町村は、外国人登録をした方を住民として把握し、住民サービスの提供を行っているので、正確な登録は、住民生活をより便利なものとするためにも必要。各市町村においては、住民基本台帳と同様に正しい外国人登録が行われるよう、住民への周知等を行われたいこと。

第6 その他

本通知以外の事項については、今後、内容が固まり次第、順次連絡するので、参考にされたい。

別 記

定額給付金給付事務経費の例

市町村分

住民基本台帳電算システム開発経費

外国人登録電算システム開発経費

給付対象者名簿作成、消し込み

定額給付金受給申請書等印刷、封入、発送

定額給付金申請受付、口座確認

定額給付金口座振込手数料

民生委員等協力手当

集中受付会場借り上げ経費、警備員配置経費

普及PR等

上記事務に係る超過勤務手当、賃金、旅費、消耗品費、電話料、郵便料

都道府県分

関係資料作成（伝達会議等）

会議開催（伝達会議等）

関係通知等伝達

上記事務に係る超過勤務手当、賃金、旅費、消耗品費、電話料、郵便料

平成20年度一般会計補正予算（第2号）等について

平成20年12月20日

（単位 百万円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 生活対策関係経費	4,688,000
① 家計緊急支援対策費	2,039,513
② 生活安心確保等対策費	517,654
③ 中小・小規模企業支援等対策費	504,806
④ 成長力強化対策費	32,107
⑤ 地域活性化対策費	754,623
⑥ 住宅投資・防災強化対策費	239,297
⑦ 地方公共団体支援対策費	600,000
(2) 雇用対策費	160,000
(3) 義務的経費の追加	203,400
(4) 地方交付税交付金	2,273,095
(5) 国際分担金及び拠出金	209,585
(6) その他の経費	281,625
計	7,815,705

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の節減	△ 756,859
(2) 地方交付税交付金の減額	△ 2,273,095
計	△ 3,029,954

合	計	4,785,751
---	---	-----------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) その他収入	4,498,748
① 財政投融资特別会計受入金	4,158,000
② 地方公営企業等金融機構納付金	300,000
③ その他	40,748
(2) 公債金	7,425,000
① 公債金	736,000
② 特例公債金	6,689,000
計	11,923,748

(歳入の修正減少額)

(1) 租税及印紙収入	△ 7,125,000
(2) その他収入	△ 12,997
計	△ 7,137,997

合 計 4,785,751

(備考) 上記の補正により、平成20年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 88,911,213百万円となる。

第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計など14特別会計について、所要の補正を行う。

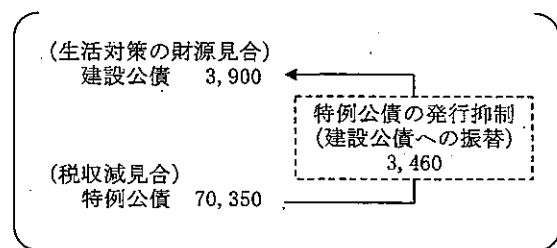
第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成20年度補正予算（第2号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 生活対策関係経費	46,880	1. 税 収	▲ 71,250
(1) 家計緊急支援対策費	20,395		
(2) 生活安心確保等対策費	5,177		
(3) 中小・小規模企業支援等対策費	5,048		
(4) 成長力強化対策費	321		
(5) 地域活性化対策費	7,546		
(6) 住宅投資・防災強化対策費	2,393	2. 税外収入	44,858
(7) 地方公共団体支援対策費	6,000	(1) 財政投融资特別会計受入金	41,580
		(2) 地方公営企業等金融機構納付金	3,000
2. 雇用対策費	1,600	(3) その他	278
3. 義務的経費の追加	2,034		
4. 地方交付税交付金	0		
(1) 税込減見合	▲ 22,731	3. 公債金	74,250
(2) 税込減見合の減額補填	22,731	(1) 建設公債	7,360
5. 国際分担金及び拠出金	2,096	(2) 特例公債	66,890
6. その他の経費	2,816		
7. 既定経費の節減	▲ 7,569		
(1) 揮発油税等財源道路整備事業費	▲ 900		
社会資本整備事業特別会計へ繰入等			
(2) その他	▲ 6,669		
合 計	47,858	合 計	47,858



(参考) 財政投融资計画

株式会社日本政策金融公庫等に対し、24,068億円を追加する。

(注1) このほか、予算総則を修正し、金融機能強化法に基づく政府保証枠（現行2兆円）を12兆円に拡大するとともに、銀行等保有株式取得機構の市中からの借入に係る政府保証枠を20兆円とするほか、日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務に係る政府保証枠を2兆円とする。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

<12月20日付事務連絡関係Q & A>

問1 基準日において65歳以上の者とは、生年月日がいつ以前の者をいうのか。

答 定額給付金の給付において、基準日において65歳以上の者とは、昭和19年2月2日以前に出生した者とする。

(基準日において満65歳となる者は、年齢計算ニ関スル法律によれば、昭和19年2月2日に出生した者である。)

問2 基準日において18歳以下の者とは、生年月日がいつ以降の者をいうのか。

答 定額給付金の給付において、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月2日以降に出生した者とする。

(年齢計算ニ関スル法律によれば、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月3日以降に出生した者である。しかしながら、平成2年2月2日に出生した者が満19歳となるのは、同法の考え方によると平成21年2月1日24時であり、同日のほとんどを18歳として過ごしていること等を考慮し、平成2年2月2日生まれの者に限り、定額給付金の給付に際しては、基準日において18歳以下の者として取り扱うこととするもの。)

問3 外国人登録原票に登録されている方にはどのような方が含まれ、そのうち定額給付金の給付対象者はどこまでか。

答 外国人登録原票に登録して在留する外国人の分類は、概ね以下の通りであり、給付対象者かどうかの区分は、それぞれ記載の通りである。

在留の資格の分類	給付対象か否かの区分	
(1) 永住外国人 (永住者、特別永住者)	○給付対象	
(2) 身分又は地位に基づき在留する外国人 (日本人の配偶者等、永住外国人の配偶者等、定住者)	①右記②以外	②在留資格を有さず在留する者
	○給付対象	×給付対象外 (例) 在留期間を過ぎて不法に残留する者
(3) 就労目的で在留する外国人	○給付対象	×給付対象外 (例) 在留期間を過ぎて不法に残留する者
(4) 非就労目的で在留する外国人		
(5) 出生等により一定期間在留できる者		
(6) 在留の資格なし (不法滞在者)	×給付対象外	
(7) 短期滞在 (=観光客ほか)	×給付対象外	